

修繕等工事により国有財産台帳に登録を行うなどした建物及び工作物について、計上漏れとなっていた価格や計上する必要のなかった価格を反映して適正な価格に修正するとともに、台帳登録価格に計上する費用及び計上しない費用の区分を定めて関係部局に周知することなどにより、国有財産台帳価格の登録が適正に行われるよう改善させたもの

計上漏れとなっていた国有財産台帳価格(収入支出以外) 2億2124万円

計上する必要がなかった費用が含まれていた国有財産台帳価格(収入支出以外) 826万円

1 国有財産の概要等

(1) 国有財産の概要

総務省は、国有財産法等に基づき、その所管に属する国有財産を管理しており、総務省所管国有財産取扱規則等に基づき、同省大臣官房会計課長が国有財産に関する事務を総括するとともに、総合通信局等の部局に属する国有財産については当該部局の長(部局長)がその事務を分掌している。そして、部局長は、国有財産を管理するに当たっては、その分類及び種類ごとに、区分及び種目、所在、数量、価格等を記載した台帳(国有財産台帳)を備えることとなっている。また、国有財産法によれば、各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、毎会計年度間における増減及び毎会計年度末現在における現在額を集計して「国有財産増減及び現在額報告書」(現在額報告書)を作成し、財務大臣に送付することとされている。そして、同大臣は、各省各庁の長から送付された現在額報告書に基づき「国有財産増減及び現在額総計算書」(総計算書)を作成し、内閣は、総計算書を国会に報告することとされている。

(2) 国有財産台帳に登録する価格

国有財産法によれば、各省各庁の長等は、その所管に属し、又は所属に属する建物及び工作物の設置等に基づく価格等の変動があった場合は、直ちに国有財産台帳に記載し、又は記録しなければならないこととされている。そして、国有財産法施行令によれば、国有財産台帳に新たに登録する場合の価格(台帳登録価格)は、建物、工作物等については、建築費等とすることとされている。また、「国有財産台帳等取扱要領について」(取扱要領)によれば、建築費等は、建築又は製造に直接要した費用(直接費用等)とし、障害物の取壊し費その他の間接費(取壊し費等)は含めないこととされている。そして、建物、工作物の設置等に係る工事費が直接費用等と取壊し費等のいずれに区分されるかの判断に当たっては、工事費の費用項目によらず、その工事目的に応じて区分することに留意することとされている。すなわち、台帳登録価格の計算に当たっては、工事目的に応じて、直接費用等に相当する額は台帳登録価格に計上し、取壊し費等に相当する額は台帳登録価格に計上しないこととなる。

そして、工事費の費用項目は、取扱要領によれば、①建物、工作物等の建築又は製造に必要な材料費、労務費等の直接工事費、②間接経費である共通仮設費等(共通費)並びに③消費税及び地方消費税に相当する額(消費税等相当額)で構成することとされている。

また、取扱要領によれば、建物又は工作物に対し建物等の減耗を回復して原形に近づけるための工事である「純然たる修繕」を行った場合の工事費については、減価償却のいかににかかわらず台帳登録価格に計上しないこととされている。

2 検査の結果

平成25年度から29年度までの間に、総務本省、自治大学校、情報通信政策研究所及び5総合通信局^(注1)において実施した修繕等工事により国有財産台帳に新たに登録を行うなどした建物及び工作物のうち178件(国有財産台帳価格計11億0839万円)を対象として検査したところ、次のような事態が見受けられた。

(注1) 5総合通信局 東北、関東、信越、近畿、中国各総合通信局

(1) 台帳登録価格に直接費用等が計上されていなかったなどの事態

取扱要領では前記のとおり、直接費用等及び取壊し費等の区分に関して、工事目的に応じて区分することに留意することとされているが、同省は、その区分を明確に定めていないなどしていた。そのため、前記の建物及び工作物178件のうち、同本省、同研究所及び3総合通信局(注2)における113件の台帳登録価格計6億5474万円については、直接費用等に該当する工事費のうち労務費の一部及び消費税等相当額が計上されていなかったり、共通費についてその全額が取壊し費等に該当すると区分して全額を計上していなかったりなどしていた。

また、前記の178件のうち、同本省において国有財産台帳の登録手続き自体を怠っているという事態が1件見受けられた。

これらの結果、114件の修繕等工事の契約金額のうち、直接費用等計2億2124万円(直接工事費計1億0335万円、共通費計1億0120万円、消費税等相当額計1668万円)が台帳登録価格に計上漏れとなっていた。

(注2) 3総合通信局 東北、関東、信越各総合通信局

(2) 台帳登録価格に純然たる修繕に該当する費用等(注3)が計上されていた事態

前記の178件のうち、同本省及び3総合通信局における21件の台帳登録価格計1億7450万円については、純然たる修繕に該当する費用を控除するなどしておらず、計上する必要のなかった計826万円(直接工事費計784万円、消費税等相当額計41万円等)が含まれていた。

(注3) 3総合通信局 関東、信越、中国各総合通信局

3 総務省が講じた改善の処置

同省は、令和元年9月までに、前記の計上漏れとなっていた台帳登録価格等について、国有財産台帳価格の修正登録を行った。また、同本省は、同月に、国有財産台帳に登録する建物及び工作物について、台帳登録価格は契約金額の総額を基本として、契約金額のうち純然たる修繕等に該当する費用がある場合は控除すること、共通費のうち台帳登録価格に計上する項目と計上しない項目との整理及び台帳登録価格に計上しない項目の具体例等を明記したマニュアルを策定し、関係部局に周知徹底する処置を講じた。